

市政モニター提言

小さな意見も真剣に考えてくれる

モニター会議に出席させていただき、市役所で市民の声を真剣に取り上げようとしていただける姿勢をじかに感じさせていただきました。

特に、先日のモニター会議のテーマとなった「福祉問題について」は、福祉行政に対し、富士市が国より先取りした政策をとっていることを知りました。「役

所とは」と昔から悪い代名詞のように使われていたのに、小さな意見も聞いてくれる姿勢。出来る事はすぐに、無理な事も前向きに努力しているように思いました。

寝たきり老人、身よりのない人、生活に困る人、精神、身体障害者などみんなあたたかい手をもっともっと期待しています。どうぞ、今後とも一層力を入れて下さいますようお願いいたします。

(田沢弘代・中島下)

火災予防コーナー ①

火災予防条例の一部を改正

—時代に合った火災の予防・指導を—

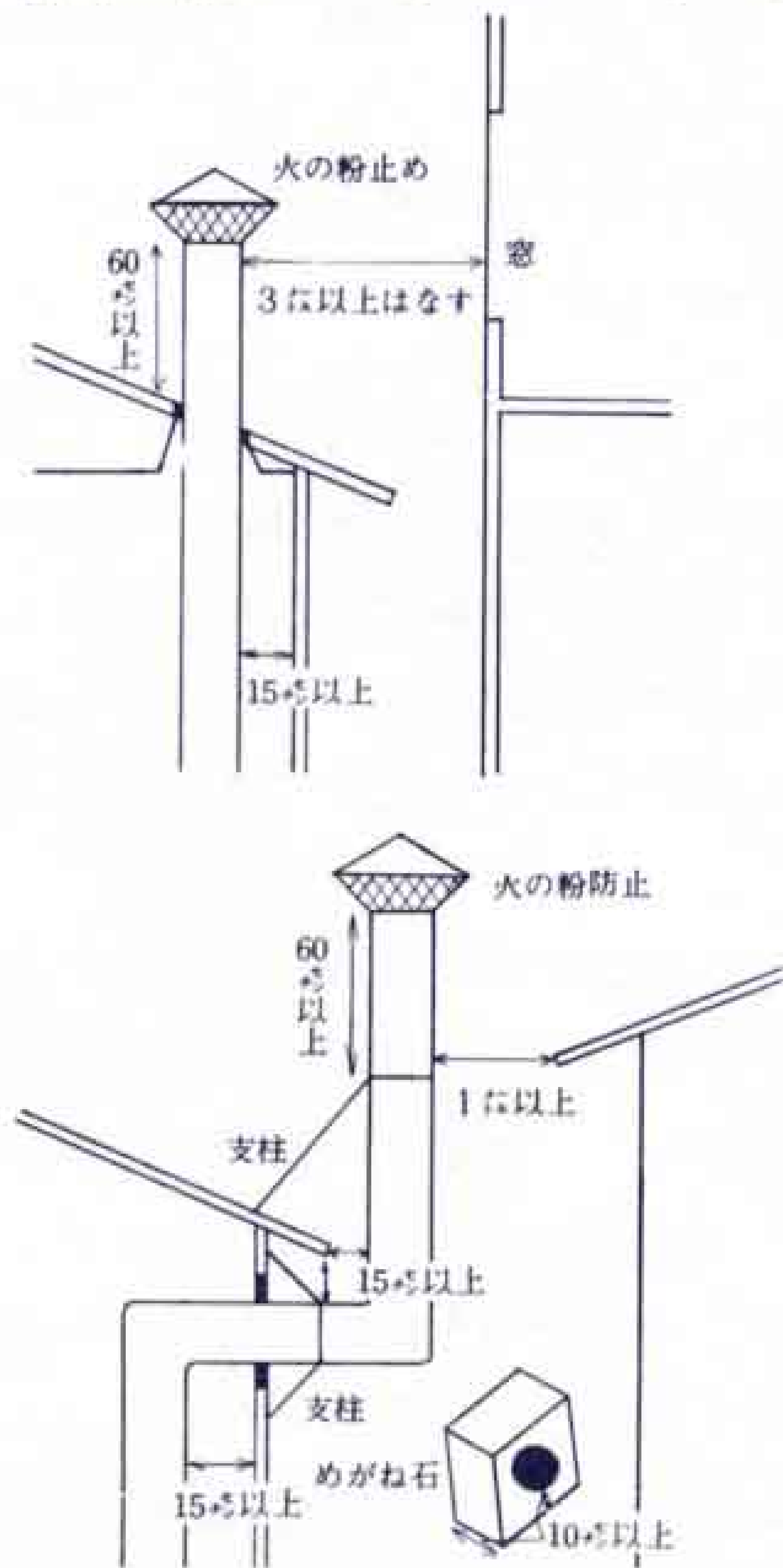
最近の火災は昔のようにコタツやカマドの残り火によるものは少なくなりましたが、石油ストーブやプロパンガスが原因となった火災が多く発生しています。時代の移り変わりとともに、火災の発生原因も変わってきました。

このため、新しい時代に合った火災の予防や指導、戸締りができるように、火災予防条例の一部を改正しました。新しい条例は、来年1月1日から施行されますが、一般家庭でも危険物の保管場所、火を使う設備の位置や構造などで規制を受けるものもあります。そこで、みなさんに正しい火災予防をしていただくために条例の中で特に関係の深いものを紹介します。

■煙突の位置や構造

・天井裏や小屋裏などで煙突をつなぐ場合は、容易にはなれないようにし、燃焼排気がもれないようにしなければなりま

せん。
・容易に掃除ができるようにする。

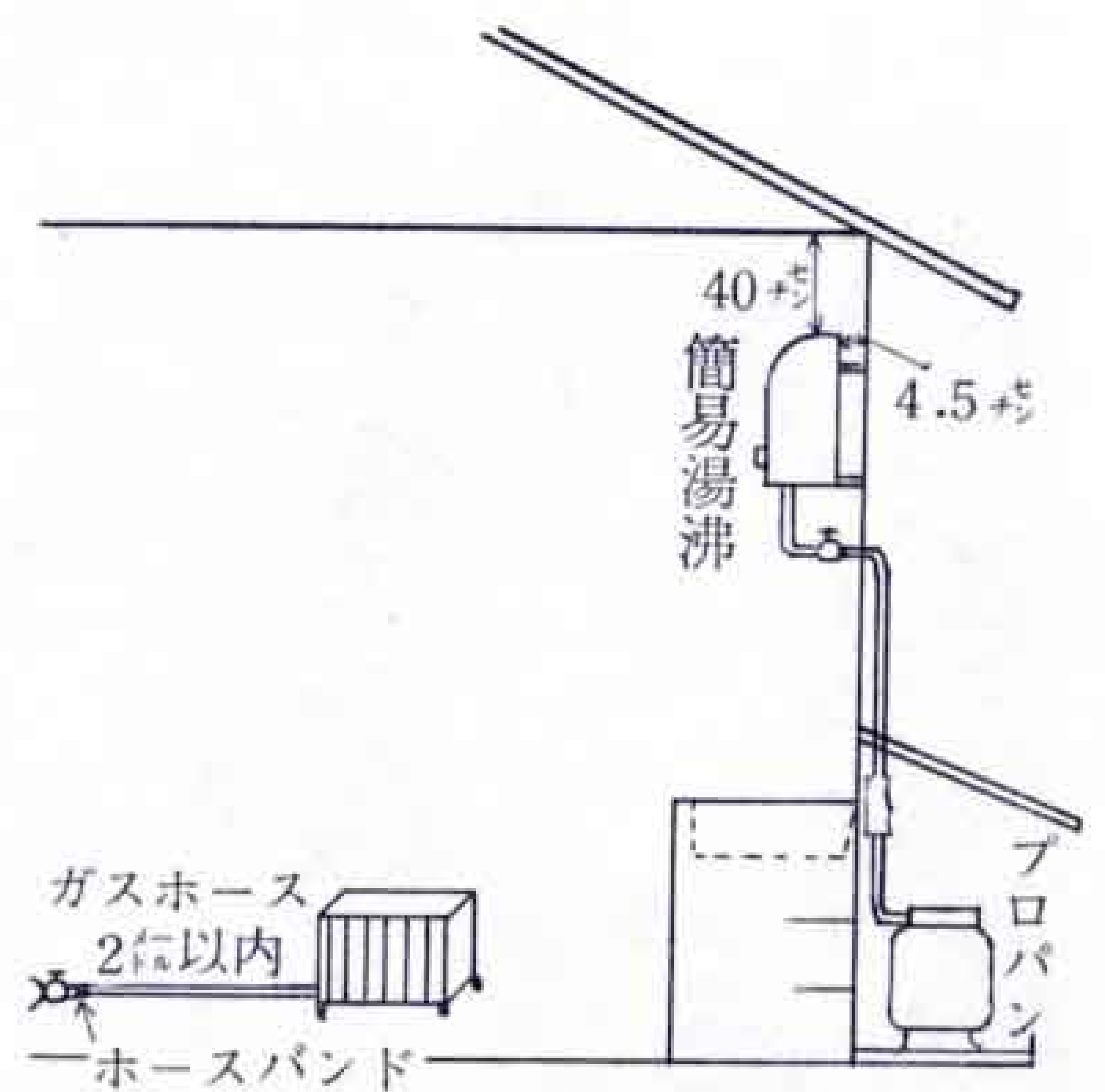


・火の粉が飛ばないように、カナアミなどで回りをかこむ。

これまでガス湯沸器の規制は1本でしたが、改正によって簡易湯沸と給湯湯沸に分け、それぞれ規制します。

■簡易湯沸

天井やタナなどから40cm以上ない場合は、15cm以上離れた所に不燃性の遮熱板をつけるか、屋外に通じる排気筒をつけなければなりません。



■給湯湯沸は、天井やタナなどから60cm以上はなして設置するか、15cm以上はなして屋外に通じる排気筒をつけなくてはなりません。



富士岩本簡易郵便局が開局

岩本山団地内に、簡易郵便局が11月1日開局しましたのでご利用ください。

- ・名称 富士岩本簡易郵便局
- ・場所 岩本581-4 (湯沢平バス停岩本団地下車)
- ・取扱事務 郵便、郵便貯金、郵便為替郵便振替、国民年金簡易保険、ただし電信為替などの事務は取扱いません。
- ・取扱時間 午前9時から午後4時まで、土曜日の午後と日曜日は休みです。